

# 令和4年第2回定例会議事日程（第3号）

令和4年6月10日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

矢岡 匡 議員

向野 倍吉 議員

山本 定生 議員

岸本 加代子 議員

令和4年第2回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和4年6月10日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 6月10日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信  
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子  
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一  
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	上下水道課長	奥家 照彦
建設課長		建設課長	奥家 照彦
教 育 長	江崎 藏	地域振興課長	軍神 宏充
未来まちづくり課長	和才 薫	教 務 課 長	小原 弘光
総務財政課長	奥本 仁志	建設課主幹	南 博己
住 民 課 長	石丸 順子	吉富あいあいセンター所長	友田 哲也
税 務 課 長	岩井 保子	危機管理室長	梅林 正典
会計管理者		検査会計室長	奥本 恭子
福祉保険課長	別府 真二	吉富保育園長	鍛冶 淳子
子育て健康課長	石丸 貴之	吉富幼稚園長	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛冶 幸平
書 記	西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 会議に先立ち、議員及び執行部の皆様に議長よりお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言していただきます。また、不適當発言、不規則発言に御注意をいただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、岸本議員、2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。

質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。

また、質問の回数は、同一質問について、3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営の御協力をお願いいたします。

時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し、厳守していただきます。

矢岡議員。

今日はマスクを外して、御発言をお願いします。

○議員（4番 矢岡 匡君） 皆様、おはようございます。

町の周年を迎え、特に執行部の方々には、大変御苦労なことだったと察します。大変お疲れさまでした。

それでは、質問のほうに入ります。

1つ目の質問、教育について。

今週の新聞の記事ですが、「『生徒ファースト』で校則見直し 先生交え、半年以上論議」、こういったことを質問してまいります。

2017年の大阪黒染め裁判を大きなきっかけにブラック校則と呼ばれる理不尽な校則が目される一報になった校則問題。19年頃からの議論の高まりによってと察しますが、1年ほど前

に文科省は、必要かつ合理的な範囲を超えた校則を見直し、子供や保護者の意見を聞き、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえて、絶えず積極的に見直すことを通知。今現在、必要性も合理性も見当たらないような校則は適合し得ないと考えるがどうなのか。また、最近、どのような考え方で見直しを行っているのか、お伺いいたします。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） いつの時代においても、教育は学校という集団の中で、互いに決まりやマナーを守って、集団生活を向上させるとともに、自らを成長させていく営みと考えます。学校に多くの子供が集まるとなれば、そこには、当然、約束事が存在します。各学校には、これまでの歴史の中で、その学校で決めてきた校則と言われる約束事がございます。それは、子供の生命や安全を守ることを基本に、集団生活の秩序を保ち向上させるもの、勉強に力を注ぐためのものが中心でございます。よって、基本的なことは大切にしながらも、その時々で、子供や保護者の声を尊重して、臨機応変に見直しを図っていくべきものと考えます。

現在、小学校での約束事として、登下校や教室での過ごし方、持ち物、言葉遣い、遊び等について、約束事が決められています。挨拶や交通ルール、学校から帰っての遊び方など、家庭が担うべき内容もございますが、どれも基本的なこととございまして、これまでに絶えず見直しをしながら現在のものになっていると考えています。

ちなみに、中学校では、多様性を認め合う視点で、女子のスカートをスラックスも選択できるようにいたしております。生徒たちの声、保護者の意見を最大限に尊重し、プロセスを大事に変更したということとございます。自分たちの考えや主体性が目に見える形で結果につながっていくことを子供たちは喜び、先生方も自分の考えを主張できるようになった児童生徒の成長を頼もしく感じているところであります。

今後も、このように時代の進展などを踏まえて、集団生活をより向上させたいという子供たちの主体性を大切にするとともに、自分たちの手で決まりを変更するプロセスを学ばせながら、社会のつくり手を育ていけるようアドバイスをしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 近年、町では、官民連携での多様性教育の講演会を実施したり、その多様性の視点を受け入れ、しかも、子供たちや保護者の考えを大事にされていることは、大変進取的だと思います。2月の組合議会時にはなかった情報として、この4月から近くでも自転車通学できるようになったと聞いたのですが、それも同様のプロセスを踏んだのでしょうか。お答えできれば、お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 先ほど申しましたように、子供たちの声、保護者の声、行政区によって、ただ、すぐ隣なのに、私のところは自転車通学ができないというような要望等を毎年のように受けておりました。そこで、冬場に薄暗い道を1人で帰る子供の不安な気持ちに寄り添い、保護者等の考えも十分組み入れまして、PTA等の理事会を経て、この4月から親子でより安全な方法を話し合い、自分たちで決めていくというようなことに見直しをしたところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 分かりました。学校で子供の人権や主体性を育む視点で、常に子供や保護者の考えを尊重され、積極的に見直しをされている。学校の校則、決まり一つで、自分たちの手で学校生活をよりよくしたいという学校参加への時流に沿った手法が、先ほど新聞の記事にもありました生徒ファーストの手法が社会参加への意欲を高める教育にもなっている。また、3月に出された文科省の生徒指導提要に即することを進取的に行っていると認識しました。評価に値するのではないかと感じております。

今後も先生方の指導負担とならないように子供たちにパブリックな資質を育てていただいき、SDGsの取組をはじめ、町と一緒に、自らが考え、着実に行動できる若者へと成長していくことを願って、次の質問に移ります。

2つ目、30歳になる女性を対象とした産婦人科での抗ミュラー管ホルモン検査の費用の一部を助成する施策について、伺いたいします。

消滅可能性都市という若年女性人口変化率による言葉を聞いて久しくなりました。

妊娠の計画の有無によらず、早い時期から妊娠・出産の知識を持ち、自分の体と健康への意識を高めるプレコンセプションケアを推進する。

例えば、ある自治体では、学校教育の中や30歳の希望する女性へ、自分の体のことやライフプランを主体的に考えるきっかけをつくることで意識づけを図っております。そのような一つの取組として、婦人科の病気が増え始める30歳前後の女性にとって一つのターニングポイントとなる年齢時に、現在ある卵子の数を想定し、その採血だけで卵巣の状態が分かるAMH検査受診に対して、なぜかと言えば、多くの女性が卵子の数が減少することを知らないとのこと。ある産科医の先生いわく、8割の方が知らないであろうということでもあります。また、もっと早く知っておけば、ライフプランを設計し直していたという声も聞くということでございます。

各種健診同様に、例えば、500円の負担とかで、体への理解と思いやりを高めるきっかけを提供することで、不妊を気にする前段階で、気軽な気持ちで産婦人科を受診し、ドクターと話す機会を持つことによって、町の未来を育む意義は大きく必要ではないでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） お答えいたします。

現在、町が行っている様々な検査や健診は病気の発見や治療をしていただくために行っており、自費診療での負担軽減を図ることが、町が助成する場合の基本的な考え方でございます。

そのような中、福岡県や本町においては、不妊にお悩みの方への特定支援事業として、治療費の助成を行っており、医師が治療の一環として認める検査、このAMH検査もそれに該当しているのであれば、助成をしています。

一方、国は出産を希望する世帯を広く支援するため、原因が分かっている疾患への不妊治療の保険適用を実施していますが、令和4年度からは不妊でお悩みの方への支援をさらに拡充するため、原因の分からない一般不妊治療なども保険適用の範囲を広げ、不妊治療の経済的負担の軽減を図るなど、行政全体で不妊にお悩みの方を支援しています。

そのような状況から、AMH検査は不妊にお悩みの方への治療の一環としての検査に位置づけられていると考えます。

今後は、保険診療が適用され、不妊治療費用の負担が軽減されると見込まれますので、保険診療の中で個人負担でのAMH検査の実施を今のところお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） この検査が保険適用されれば、負担が軽くて行えるということをおっしゃったと思います。それはそれで素晴らしいかと、ちょうど国の施策によって4月から始まったことだろうと感じております。

ただ、ちょっと意識の相違を述べさせていただければ、今、担当センター長から不妊治療的な言葉が出されていたと存じます。私が今日言いたいのは、不妊治療というよりは、不妊治療の前段階の意識を高め、そこに至る前のプレコンセプションケアというのは、この通告にも書いていますが、妊娠の計画の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の体への健康意識を高めることということなんです。今日は、私は、こちらのほうを主張したいわけです。だから、こういった主体的プランニングに対する知識や意識を高めていくということを訴えて、今後もいきたいと存じます。不妊治療のほうは、それはそれで取り組んでいていただきたいと思っています。

では、次の3つ目の質問に参ります。

県で先行しているがん患者及びがん経験者対象のアピアランス、外見のことです。ケアへの助成を有効にすべく、本町での事業導入についてお尋ねいたします。

外見の変化による精神的な負担や不安を軽減し、そのことをアピアランスケアと申します。治

療と社会生活の両立を後押しする。例えば、抗がん剤治療の副作用で髪が抜けるなどした人のため、医療用かつら、ウィッグのことですね、の購入費の補助は、居住自治体が購入費の2分の1、上限は2万円となっております。を助成し、県がその半額を負担するとの事業概要。しかし、居住市町村が事業をしなければ、患者は助成を受けられないとのこと。つまり実施主体が町とのことで、ほかの自治体によっては、所得制限適用をしなかったり、独自に拡充しているところもあります。3月には福岡県知事が県議会で、全ての市町村で制度を設けてもらい、協力して、がん患者を支えていきたいと訴えていたとのこと。私は、女性の美容をなりわいとしていたこともあり、例えば、美容室にあるウィッグのカタログによりますと、子供用で3万円ほどから大人用の9万円ほどまでと幅があります。それらウィッグ等及び補助具等、補助具というのは、補正パット、補正下着、エピテーゼなどのことでもあります。それらの補助事業導入への考えをお聞かせください。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） お答えいたします。

福岡県では令和3年度から議員がおっしゃるとおり、福岡県アピアランスケア推進事業を実施しています。また、令和4年度になってからは、福岡市や北九州市をはじめ県内10市町で本事業を実施しているところでございます。

本町におきましては、福岡県が推進するアピアランスケア事業の御要望を今のところ聞いておりませんでしたので、現在のところ、本事業の実施には至っておりません。町民の皆様からそのような御要望が議員に届いている状況があれば、教えていただけると幸いです。まさに必要とされている方がいらっしゃるのであれば、本町においてもアピアランスケアの推進を図るべく、本助成事業を実施させていただきたいと思っております。

気づきとなる御質問をいただき、感謝申し上げます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 確かに、町の中の一つの理容所としては、そんなに多くの要望があるわけではございません。ただ、北九州市で4か月でおおよそ約200件の申請があった。1年にして600件ですか。600件を人口割で考えれば、それぐらいの数の要望はあろうかなというふうには推察しているところです。

前向きに考えていただけるということで、なによりと感じております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 執行部の皆さん、通常業務との並行して、80周年事業が無事に終わり大変お疲れさまでした。町民の皆さんも喜んでいることと思います。

では、キャリア教育について、今回は質問させていただきたいと思います。

先日、私がキャリア教育の勉強会に参加しまして、本町とのキャリア教育のつながりをいま一度、今回質問させていただきます。

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育とあります。

現在、キャリア教育が必要とされている背景には、日本の社会構造の変化が関係していると思われる。少子高齢化、終身雇用制度の崩壊、グローバル化、財政状況の深刻化により、若者の就業環境に大きな変化が生じています。これまでも同僚議員がキャリア教育の取組や成果について質問したと思われませんが、大きくどのような柱でキャリア教育の研究を進めてこられたのか、その状況をお聞きます。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 昨年度まで3年間、福岡県の教育委員会より「キャリア教育」という重点課題をいただきまして、子供たちに夢に向かって歩き出す勇気を与えるために自己肯定感を大切に、自分を価値ある人間として信じて、自分を好きになるということを大切にして研究を進めてきました。

研究の柱として、1つにキャリア教育の視点に立ったカリキュラムの明確化と授業づくりに力点を置いた研究を行ってまいりました。将来の夢を描くことばかりに力点が置かれていたとの反省に立って、各教科等をなぜ学ぶのか。それを通じて、どういった力が身につくのかということを明らかにしてきたところでございます。

柱の2つに、地域や産業界と連携・協働した取組という命題をいただき、小学校では発達段階を考えて、吉富という地域を支える人々の仕事、活動、願い等について、学校から地域に出かけて、直接子供がインタビューをしたりして学ぶような学習を行ってきました。

以上、昨年度まで取り組んできたキャリア教育の概要でございます。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 進めてこられた状況は分かりました。

近年はキャリア教育を通して、若者の精神的、社会的自立を促し、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら自分を社会の中でどのように位置づけ、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に課題を解決していく力をつける。まさに生きる力をつけるための教育と考えられています。本町の教育方針とキャリア教育とのつながりは何かありますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） それでは、私のほうから。

私は教育現場に携わっていた経験ございますので、ここは一つ答弁をさせていただきたいと思  
います。

本町の教育に関わる質問でございますので、まず私から町の教育の大枠について話をさせてい  
ただき、その後、教育長にも答弁をしていただきたいと思います。

本町の教育は2020年令和2年3月に策定をしました、吉富町まち・ひと・しごと創生総合  
戦略にて、「地域ぐるみでの教育の推進」そして「地域と共にある学校づくりの推進」を掲げて  
おり、その実現に向け、生きる力をつける学校教育、学校・家庭・地域、そして我々行政機関が  
一体となった教育、生涯学習社会の実現を目指す社会教育を柱とし、取り組んでいるところであ  
ります。特に学校教育では、これからの世代を担う子供たちが、この変化の激しい社会をしっか  
りと生き抜く力を養うため、町は我々を含み学校と家庭、地域が連携をし、確かな学力を身につ  
け、親を大切に、家族・友人と仲よく、心豊かでたくましく生きる子供への教育に情熱を注いで  
いるところです。

皆さんも御存じかと思えますけども、教育長自らも教育現場へ赴き、親の思いにも勝るまなざ  
しで子供たちを見つめてくれています。ただただ感謝をしているところであります。

以上、私から町の教育についての概略を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） つながりにつきまして、わたしのほうから回答をさせていただきます。

学校教育として、学力、人間性、健やかな体のバランスの取れた教育の実現に向けて取り組ん  
でおります。中でも、一人一人が自立をして社会にしっかり貢献するキャリア教育と、未来を支  
えるこれからの子供たちに美しい地球環境を渡す責務があることから、持続可能な開発目標SD  
Gsの教育には殊さら取り組んでいるところであります。これからの社会の激しい変化に流され  
ることなく、社会人として職業人として自立して自分の能力を開発しながら、社会に貢献し、自  
己実現を図るキャリア教育と町の教育という方向は同じくするものである、考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 町長、答弁ありがとうございます。また、本町の教育の方向性  
というのはしっかり分かったと思います。

それで、先ほど、キャリア教育3年間行われたということでしたが、3年間行うことによって、  
子供の変化または変容というのはありましたでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） になりたい自分という目標を持たせて、その目標に向かって頑張らせ、小さな変化、頑張りをよさとして認め合う学びのプロセスを私たち大切にしていまいりまして、確実に学ぶ意欲が見られ、宿題を含め家庭での学習時間も少しずつではありますが、伸びてきておるところでございます。

昨年度発表しました研究の冊子を見ますと、子供たちが精いっぱい努力するようになっているとか、よさを認め合う人間関係ができてきているということが大変うれしく思っております。

また、キャリア発達として、コミュニケーションの力、自分を前向きに捉える力、そして、見通しを持って自分の考えをつくることができる力などが伸びてきている、報告書にまとめているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） このキャリア教育を今後本町の教育と結びつけて、どのように発展をさせていきたいのか、お聞きします。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 学校は、基本は学ぶところです。今後ともキャリア教育を継続し、自分に自信を持たせ、学ぶこと、何かにチャレンジすること、友達や先生と一緒に生活することが楽しいと思う子供の教育に精力的に取り組んでまいります。勉強が好き、先生が好き、学校が好き、そして何より目標を持って頑張れる自分が好きという吉富の子供に1人も取り残すことがないようにしていまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） そのような地域に愛着を持った子供たちに育てていただきたいと思えます。

先ほどの説明の中にキャリア教育の柱として、直接地域の方との連携とはございましたが、どのような学習を進めていくようにお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） お手元に私の手元であります。教育指導計画書を持っているわけですが、小学校では、外に出かけて、その場の雰囲気を感じながら学び、お出かけを中心に学習しております。内容といたしましては、例えば、小学校3年生では、このように計画いたしております。地域の郵便局、JA、ふれあい市場、あいあいセンター、役場等で働く人々についての学習をしております。

5年生では、山国川河川事務所の方から環境問題についてお話をしてもらったり、こどもの森

に出かけて、保育士の体験をしたりと、それぞれ、どの学年でも地域の方々から働くことについて話をしてもらっておるところでございます。

ちなみに中学校では、地域の方や卒業生徒、いろいろな職業の方々を中学校にお迎えをして、職業講座を開設いたしております。その職業講座を学校運営協議会の運営で実施していること、また、地域の青年会議所とコラボしたというところに特徴がございます、その職業講座の在り方が先生方の働き方改革にもなっており、今後、吉富モデルとなって、県下に広がっていくものと期待をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 小学校においても、出かけて、直接職場の方々に話を聞いているということが分かりました。

また、中学校においては、コロナ禍の中、なかなか職場体験ができないという状況で、職業講座を開設したことは大変よいことだと思います。しかし、中学でできたならば、ぜひ、今後、小学校の5・6年生でも行うことはできないのかということをご提案しますが、どうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 発達段階から考えて、自分の将来の夢から職業を子供たちが意識しだす時期、そういうことを考えますと、議員おっしゃられるように、5・6年生になるとそういう発達をしてまいりますので、職業ということに絞っての学習は大変よいことだと私も思います。昨年度末に近くの小学校でそのような地域の方々においでいただいて、いろんな子供たちとのやり取りの中で、先生方も子供たちも大変意欲的な職業に関するお話がよかったというようなことをお聞きいたしておりますので、吉富小学校におきましても、これから見学に行ったりして学ばしていただくということで、話を進めてまいりたいと思います。

貴重な考えいただきまして、ありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 最後に意見を言わせてください。

コロナ禍で学校での活動を制限されている中、先生方はじめ町の教育委員会の方が吉富町の子供の未来を真剣に考えキャリア教育を進めていることに感謝します。

私たち大人の暮らす地域でどのような子供を育てるのか。それは最終的に自分たちの住む地域をどのような地域にしたいのかにつながると思います。

今後は地域に愛情・愛着を持った子供たちを1人でも多く増やす活動をしていきたいと考えます。

以上です。

.....

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。

マスクを外してのしゃべるのは、ここでしゃべるのは、本当に2年何か月ぶりか、逆に緊張します。

本日は日本社会全体で人口減少が問題視される中、吉富町では人口1万人を目指しておりましたが、現実を見ると近隣市町村と比べ、緩やかな減少で抑えられていることを理解し、考えを進めていくべきかと考えます。

日本における地中海と呼ばれる瀬戸内海式気候による温暖で、そして周防灘の遠浅の海のおかげで、水深に比例すると言われる津波の心配も少なく、直近に火山帯もなく大きな活断層もないことから地震の心配も少なく、台風も九州は大変多いですが、阿蘇・くじゅうや英彦山などの山々が町の西方にあるため、風よけになり、風速も減退して、台風被害も少ない災害が大変少ない吉富町です。

そして、町の東西南北を主要道路が通り、近隣に高速道路もでき、JR日豊線も通り、町の中心地に駅もあります。すぐ隣には特急が止まる主要駅である中津駅もあり、移動にも大変便利な町であります。その中津駅からコンパスで3キロの円を描くと町の大半が収まります。これは現在中津市で人気があり、地価も高騰している沖代地区と同じ範囲になります。

このように居住に関して、好条件がそろう吉富町です。そして、今、町では様々な取組を始め、新築住宅も増加が続き、町の活性化と住民が笑顔で過ごせる環境がそろいつつある中、一方で影を落とすのが空き家問題。これをどうにかできないかとの思いからの質問と投げかけとして提案です。御理解の上、明快なる答弁をお願いして質問に移ります。

1、空家の再調査について。

前回の調査は平成27年だったかと思いますが、随分と時間がたっております。町内では、田畑や雑種地、空き地などにどんどん新居、建売住宅などが増えているように見えますが、しかし、人口は増えていません。その分だけ空き家が増えている可能性はないのか。その意味でも、現状での調査、再確認の必要はないのか、お聞きいたします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

前回の空家等実態調査は、議員がおっしゃるように、平成27年度に、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基礎資料として実施いたしまして、調査後7年が経過しております。空き家の増加の全国的な傾向と同様に、本町におきましても、転出・入院・施設への入所、お亡くなりになったなどの様々な事情で空き家の増加傾向にあるものと思いますが、前回調査からの変動は把

握ができておりません。

本町の空き家の状況について再調査を行い、その結果を空き家対策はもちろんのこと、各課横断的なまちづくりの施策に生かしていきたいと私どもも考えておりまして、その調査の時期や方法などについて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 調査はまたやっていただくような形で進めたいということなので、そのまま、これちょっと2番の質問に移ります。同じ内容なので。

この調査の際に、前回のように、ただ、空いているところか、空いてないところかだけではなくて、判定基準みたいなものを設けて、現在の状況に合わせて行ってみてはどうかなと思うんです。そのときに、例えば、所有者と今後その空き家についてどうするのかとか、そういうものも併せて調査をしてはいかかかな。本人に直接お会いするというのは、なかなか難しいかと思えますので、さらに職員の労力が大変多いですから、アンケート形式で、通知を出すとか、そういう形でやってはどうかなと思うんです。

例として、私がそこにお書きしております質問通告書にある例1や、2みたいな感じ、これがいいかどうか分かりませんので、こういうものも踏まえて一緒にやってみてはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

前回の空家等実態調査では、外観調査によりまして、3つの判定基準、「特に改修の必要がなく再利用が可能」「当面の危険は少なく小規模の修繕により再利用が可能」「崩壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い」の3つで調査を行っておりまして、議員が通告の中でお示しになっている例とほぼ同様の内容となっているのではないかと考えております。

また、下水について触れられておりますが、その状況につきましても、前回の空き家調査で家屋と水道の閉栓の情報を突合しまして、空き家と思われる家屋の判断材料としておりましたので、下水道への接続の情報についても突合が技術的に可能と思われれます。

議員がおっしゃいますように、再調査におきましては、収集する情報がより有益なものとなるように調査の内容を検討して実施したいと考えております。また、その際には、空き家の所有者の調査についても行いまして、その所有者の方への意向の確認に関するアンケートについても実施をしたいと考えております。

所有者の方の活用に関するお考えが分かりましたら、空き家バンク登録の申請についても町のほうからお声がけがしやすくなりまして、空き家バンクを介した空き家の流通が促進されるもの

と考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 1番、2番については、今もう、私が言っているとおりの形で進めていただけるということですので、これについては、そのまま、次に行きます。

今は、お聞きした内容で、私がお聞きしたいことは、この空き家の問題、町として、どのように認識されているのかなというのが、まず、あるんです。というのは、住民課所管だけでいいのかと思うんです。一部の部局だけで。これは全庁対応という形で、様々な部署が関係しないと、今さっき言っていたように、下水道がついて、つながっているのか、つながっていないかという1点にしても、やはり、下水課と絡まないといけませんし、産業課なんかも関係するでしょう。いろんな部署が関係すると思うんです。各課横串というか、共有という形で取り組むべき必要はないのかなと考えるんです。

あとは、例えば、自治会長会とか、総合計画審議会とか、いろいろな町の中でも第三者委員会みたいなのがたくさんあります。そういうところに、例えば、問題提起をちょっと一言つけ加えておけば、今度は地域の方々がいらっしゃいますから、自治会長さんたちのほうが詳しいですから、いろんな形で、いろんな提案をもらって、もちろん全部を使うわけではないんですが、町として取り組まないと1部局でやっても、かなり厳しいんじゃないかと僕は思うんです。住民全員で全庁的な取組で、まず空き家についての問題提起をして、空き家があったら、こんなに大変なんだなど、そういう話をしていれば、空き家を持っている方も、こういうふうに、みんながちょっと問題視しているんだなど分かると思うんです。そういうのができないものか。これはどこの部局に聞けばいいのか。まちづくり課でいいですか。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、山本議員がおっしゃったとおりでございまして、この空き家問題につきましては、もう既に、町全体として、大きな社会問題として取り組んでいるところでございます。具体的には、もう既に倒壊の危険がある、このまま、この空き家が続くと様々な問題が起きてくるというようなお話を各地域の方々、また個人的にも役場に御相談をいただいている状況でございます。そういったときに、もう既に、このプロジェクト的なメンバーというのを各課の課長をそろえて、会議をその都度行っております。具体的には、未来まちづくり課、地域振興課、税務課、住民課、上下水道課、建設課、それは全て、そこの空き家の前のじゃあ道路が広くないと再築はできないのかとか、下水道の問題、税金の問題から、それぞれの問題がございますので、そこにつきましては、既に、今一所懸命、知恵を絞って何とかしないといけないという形で取組を行っているところでございます。

この後の具体的な、今現在、窓口とすれば、住民課にお願いをしておりますが、住民課で引き受けた内容につきましては、全庁で取組を行っているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、力強いお言葉いただきましたので、これから、また少しずつ空き家問題というのが進んでいくんだと思います。

町長、何か、一言ありますか。空き家についての思いか何か。ない。もう聞くのない。

○議長（是石 利彦君） いいですか。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 先ほど未来課長が答弁しましたように、それは町にとって、議員がおっしゃいましたように、新しい家が、田んぼに、田んぼに新しい造成地ができて建っていくのと、反対に、今までの住宅地が空き家となって、再築がされないで、そのままにあるということは、町の発展にとって、非常にマイナスといたしますか、解決しないと、町のためにしないといけない問題ということをみんなで工夫をして、取組を進めているところでございます。何か有効な手だて等ありましたら、また、御提案をいただけると有難く思います。

よろしく申し上げます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） じゃあ、大きな1番、これで終わります。とりあえず、進めていただきますので、また、私たちのほうでも気づくことがありましたら、提案させていただきますので、使う使わない別として、また検討していただければと思います。

2番の空き家の利活用について、空き家バンク、今言われたように、空き家です。私も空き家バンクは利用させてもらった1人なんで、あえて今回質問させてもらうんですけど、空き家バンク、私も利用させてもらって、ずっと、時々確認はしているんですが、もう名前だけになっているような状況、1年間全く変わってないですね、中身は。まず、登録数がまずないし、それも全然変わらないし、これ1年じゃなくて、実際は数年たしか変わってないと思うんです。正直、名前だけの状況になりつつあるのではないかなと思うんで、これは、もう少し町が積極的に勧誘しないと、ただ、空き家バンクに登録しませんかという投げかけしているだけでは、多分誰も登録しないと思うんです。何でかという、メリット何があるんですかと、多分、分からないと思うんです。それで、今回、お聞きするのは、じゃあ、空き家バンクに登録しようとする人というか、しようとしてないけど、空き家を持っている方にとって、これに応募するというか、申し込むメリットというのは何があるのかなと。そうしないと、多分本人わざわざ面倒くさいこと、みんなしたがりませんよね。何かメリットがあるからこそ、するんだと思うんですけど、そのメリットはどういうことがあるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、空き家、空き地バンクの現在の状況としましては、全て売買、賃貸の契約が成立しまして、物件が載っていない状況でございます。

空き家バンクの利用促進のためにいろいろ考えてはいるものですが、そのことについてお答えさせていただきます。

物件登録者へのメリットにつきましては、まずは、町の公式ホームページに空き家バンクというところに物件が載るということは大きな安心感につながる、物件を探してらっしゃる方への安心感につながるのではないかというふうに思っております。

加えまして、空き家バンク利用促進のための補助金、空家改修事業補助金制度を利用することができます。この制度は、物件の登録者、購入者、入居者の方を対象に建物の改修や家財の処分の費用の一部を補助するもので、物件登録者の方に対しましては、空き家の売買や賃貸を行う前の準備としまして、現在ある家財の処分、そして、賃貸をして、貸し出すためには、トイレを改修しようかとか、水回りを改修しようかというようなところでの改修を想定をしているところがございます。

空き家の登録が進んでいない状況ではありますけれども、今、誰も住んでいない家を一律に空き家とは呼んでおりますものの、その家は、これまで住んでこられた方々の歴史や大切な思いが詰まりました所有者や関係者の皆様にとって愛着や思い入れの強い個人個人の財産でありますので、そのようなことですので、大多数の方が大切に財産として適切な管理をされておられます。そのような方に対しましても、空き家バンクが、町が家を手放すように勧めているというふうに思われるようなことにならないように、丁寧に対応を進めてまいる必要があろうと考えております。

一方で、そのような大事な財産を次のどなたかに住んでいただきたいという思いになられた所有者の方にはお力になりたいと思っておりますので、空き家バンク等の空き家施策の実施によりまして、本町において持続可能な住環境を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 先ほどの答えになるかどうか分からないんですけども、先ほど課長がお話をしましたように、これは個人の財産ということがまず前提でありまして、そこにつながってくる相続税、相続の方、それとか、固定資産税云々かんぬんといういろいろつながってくるわけなんですけども、町があまりそこを率先してですね、というのもしがなものかなとも考えます。持ち主の温度差というのはございますので、そこで、無料での町内における司法書士の相談会を設

けておりますので、そこに御相談に来ていただくことも一つの考えだと思って、今のところ、1件もないですけども、これをもっと底辺を広げて、窓口を広げていきたい。皆さんの声をしっかりと聞きして、山本議員おっしゃるような、いろんな形を模索していければいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、言われたように、個人の財産で、よく仏壇があるから、どうしても手放せないとか、家具が入ったまんまになっているからとかって言って。結局、その家で、そのまま、じゃあ、戻ってくるかと、ほぼほぼ戻ってくる方っていらっしやらないんです。ほかに家が建っていることが大半。これ、やっぱり、先ほど言ったように、メリットというものを見せない限りは、多分本人は売買のほうに考えがいかないと思うんです。別に税金も大してかかってもないし、維持費もそうかかっているわけでもないんで、多分、そのままにして、今度考えよう、ああ、今度考えようというのが多いのかなと正直思います。隣の町では、以前、そういう話になって、いろいろな対策取ったら一気に空き家が今空き地になりました。どんどんどんどん、空き地が増えるところつなげたところ2件ぐらい空き家ができると、ハウスメーカーはすぐ買いたがるんです。そこに3件ぐらい家を建てて、建売をどんどんやっています。人口は全然増えてないんです、そこ。そういう例もあるんで、その辺をまた考えていければいいかなとちょっと思って、私はこの話をしているんです。

今言った空き屋ですね、この空き家を売買だけではなくて、じゃあ、利活用という形で何かできない、賃貸風にするべきだとか。要は、さっき、今言ったように、いろいろな方策を見せてあげないと、空き家の方は、ただ、売る売らないだけだと、多分売る気はないですと終わってしまうんです。いろんな活用の方法でやったらどうかと思って、2番質問に行くんですが、例えば、吉富町に定住希望者や定住してみてもいいかなとかいう、お試しですね、いわゆる。そういう形で、そういう方へのあっせんとか、例えば、試験的に吉富町に1か月とか、半年とか住んでみて、ああ、吉富町はいいなとかいう、そういうときにお泊りするところ。今は、民泊で、民間でできるホテルさん1件しかありません。お金かかりますんで、例えば、こういう空き家を活用して、そういう民泊的なもの。民泊とは言わなくても、お試しで住めるような場所で提供させてもらえる。売ってはくれないけど、ちょっとお借りできませんとか、そういった取組を町でやってみてはどうかと思うんですけど、例えば、今回まちづくり協力隊が3人目入りました。あの人たちもいろんなところに行かれていて、大変いろんな経験があるみたいです。先日ちょっと質問したときにも、空き家についての税率なんかもすぐに答えていただき、何か以前、そういうの、経験があるんでしょう。そういう方も利用したら、有効活用したらどうかと私は思うんですが、そこ

についてどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 今、山本議員がおっしゃいました空き家の利活用としまして、例えば、民泊等を利用しながら移住・定住を促進するということについてお答えさせていただきます。

最近では民泊を導入する事例も多く、地域の活性化に一躍を担っております。これは平成30年に施行されました住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法により、観光客の来訪や滞在を促進するため、これまでの許可制から届出制にするなどの規制緩和が図られたことを主な要因としております。先ほど提案された吉富町に興味のある方に対して、試験的に民泊を導入すること。これは移住から定住人口の増加に寄与する取組になろうかと思えます。がしかし、先ほど答弁がありましたように、まず、空き家を利活用するには所有者の意向を反映させることが大前提となります。また、移住を促進するには、町の移住・定住、子育て支援策、これも併せて御案内すること。それと同時に、先ほど2か所の宿泊施設が町内にございますが、それらの施設と連携して、町の魅力を感じていただけるような農業体験、漁業体験、山国川緑地のグリーンツーリズムなどの体験プログラムなども併せてすることも重要かと考えています。

このように、宿泊施設のハード整備、併せて町の移住施策であるソフト事業も実施するというのが、重要だと思っております。

ただ、民泊新法によるものは、これまで旅館業法では許可を得られなかった第一種低層住居専用地域など、閑静な住宅街におきましても届出制で営業が可能となることから、宿泊者が深夜に騒いで、地元の苦情となる事例も多数発生しております。このことから、行政が民泊を推進するには、所有者のみならず、地域で必要とされる施設であるか十分に検討を重ねて進めていくことが必要かと考えています。このため、今年度、地域を限定して所有者の意向を調査すべく大分県立工科短期大学校と産官学連携で新たな空き家事業に取り組む予定でございます。具体的には、今年度末にチャレンジショップの使用期間が満了するため、商業地域である広津地区周辺の空き家所有者の意向調査を、大学、行政、協力隊も行政書士持っている者もいますので、その士業等で連携し、町内での創業支援と空き家利活用のパイロット事業として行うことを予定しております。

以上であります。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） そういう形で、民泊にこだわっているわけではないんで、要は空き家を有効活用しましょうという一つの事例としてやっている。私のほうは提案しているわけです。ただ、売り買いだけだと選択肢が少なくなってしまうんで、選択肢は数多くあって、窓口は広げて、その中で絞ってもらおうという形が1番いいかなと思うので、こういう今回質問をさせて

いただきました。

今、言われたように、まちづくり会社、工科短大の先生たちの話も出たので、3番目の質問に移りたいと思うんですが、まちづくり会社がリノベーションというのをやっています。先日ここに、隣にもつ鍋屋さんですか、これがリノベーションで、今回やられたわけですが、商業施設の場合を、今回、チャレンジショップを次の空き家に使うという話、チャレンジショップさんの場合は自前でやるのかどうか分かりませんが、やはり、商売として使おうとすると、それなりの内装とか、お金がかかります。そのお金をかけた額だけの元が取れるのかどうかということもあるんで、空き家も、これ持ち主がもし仮に払うとなると、そこまでお金をかけてまでというふうになるかもしれません。ですから、ここは、また、いろんな難しい面が出てくるんですが、これ先ほど言った民泊施設だけではないんですが、質問には、民泊施設や簡易宿泊所と書いていますが、そうではなくて、私がお聞きしたいのは、例えば、空き家再生推進事業、除去事業とか、社会資本整備総合交付金という、吉富町では皆さん聞き慣れた言葉があると思いますが、これがいろいろな活用できるメニューがあるんです。ですから、空き家に、こういうものが利用して、何かできるものがないのか。そういう補助対象にそういうものがないのかということをお聞きしたいことと、町としてもね。ただ、空き家を調査した後に、こういうことを活用して、町としても、補助メニューを使えば、いろいろなものができますし、逆に言うといろんなところに取り上げてもらえますから、そうすると宣伝にもなるかなと思うんで、その辺についてお聞きしたいんですが、答弁を求めます。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、まず、空き家の活用につきましては、所有者の意向、地域で必要とされる施設であるか、十分に検討を重ねて、進めていくことが大前提となります。また、先ほどの産官学連携の空き家活用のパイロット事業を通しまして、今後の事業の問題点であったり、課題を整理しまして、来年度以降は、チームをさらに広げて、司法書士や行政書士、建築士また不動産業者や工務店、ハウスメーカーなどの関係団体や有資格者などと密に連携して取り組むなど、ブラッシュアップされた空き家対策を行っていきたいと考えております。

先ほどありましたその他の事例としまして、空き家の利活用です。ただいま、先ほど、補助金としましては、県の宿泊業に対する助成として、自動チェックイン設備などの生産性向上を図るもの、そして、議員からありました国の補助として、空き家再生等推進事業ということで、滞在施設や交流施設の改築費用の助成等もあります。

例えば、奈良県五條市というところでは、町屋の離れと蔵という形で、滞在、体験型の観光施設、こちらを補助事業によって造っております。事業費は4,600万円程度、こちら伝統的な

町家の魅力を生かして、若い世代が希望を持てるようなまちづくりを目指して、空き家となっていた町屋の離れと蔵を改修して、滞在体験型宿泊施設として活用されております。

このように、ほかの市町のほうにも問い合わせしたところ、町のほうに寄附を受けて、改修して、滞在交流施設であったり、こういうような宿泊施設等を造っているところもありますし、また、民間の方に助成するという、協議会をつくって助成する、町の手出しもあるんですが、このような形でまちづくりを推進しているところもありますので、今後は、まず、今年度、産官学連携の事業を行いますので、そちらに先ほど述べましたように、問題点と課題点、十分に整理した上で、地域に必要な空き家の利活用の事業という形で進めていきたいと思っています。

以上になります。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 私の思っているのと同じやつで答えていただいております。

こういう、いろいろなメニューありますので、先ほど課を横串と言ったのは、そういった意味でなくて、各課で本当に今まで社会資本整備総合交付金はいろんな方が、いろんな、わ、そんなあるんかちゅうぐらいのものを調べてきていますよね。ですから、その力を使って、こういうのにも取り組んでいただいて、みんなでいろんな意見を出してほしいなと思います。

あと、職員だけでは、これは多分問題解決は難しいと思います。皆さんもそれプロではありませんから、やはり、外の方をいろいろ活用して、利用して、いろんな意見をもらって、なるべく皆さんの仕事も減らしつつ、これに取り組んでいただければなと思います。

そのまま3番に行きたいと思うんですが、今の空き家に絡めてお話するんですが、撤去費用と固定資産税の免除、減免について、ちょっとお聞きしたいんですが、これ、今、吉富町の場合、県費補助の除去費用を50万円かな、最高、だけであるわけですが、これだけでは正直二の足を踏むと思うんです。撤去費用も足りませんし、崩すことによって6分の1の今ついている固定資産税の減免が終わるわけです。そうすると、いきなり空き地になって、満額になってしまうんで、これで、なかなか取組が難しいなと思っている方もいらっしゃるのかと思うんですが、これを例えば、数年間、時限的に、例えば、増税に上限をつけてもいいんで、時限的に猶予するようなことはできないか。これ、全国でも取組はまだそんなにはないみたいですが、隣の町では数年前に行いました。始めました。そのときに自治体に行って、その自治体に行って、職員、担当課に私も質問してみました。そしたら、現状では課税されていないため、これを減税したからといって、財源が変わるわけでもない、税収、歳入が変わるわけでもないんで、町にとってのマイナスはないと。要は入る予定やったお金かもしれないんですけど、どうせ、崩さなければ、ずっと入らないお金なんで、それよりも、そこを崩してくれたことのほうが、5年後、10年後に税収で入るかも

しれないし、家建ててくれたほうがよっぽどいいということで始めたそうです。これをした後に、その町では、今現在、私が聞く限りでは、空き家をすごく崩す方が増えました。空き地になりました。先ほど言ったように、その空き地を1軒が崩すと、その話を聞いて、隣の家空き家の持ち主も聞いて、じゃあ、うちも崩そうとなって、数件がブロックで崩したところは、すぐハウスメーカーが買い取って、今、どんどん建売造っています。本当にびっくりするぐらい。もう一時は空き家通りと言われていた、私、実家の通りなんですけど、500メートル空き家通りだったんです。今もうどんどん空き地になって、さらにどんどん家がどんどん新しくできています。びっくりする。こういうのも、それで、先ほど言った人口が増えているわけじゃないんで、まだ、目に見えた結果があるわけじゃないんで、少なくとも空き家を崩すきっかけになったのかなと思いますので、ちょっと、こういうことが吉富町でもできないのか。税収って、税的にどうなのか、財政的にどうなのか、その辺を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） お答えいたします。

固定資産税におきましては、居住用家屋の敷地に対して住宅用地特例を適用し、税を軽減しており、住宅が除却された場合には、家屋分の固定資産税は課税されなくなりますが、土地につきましては、特例の適用から外れるため、約3倍から6倍ほど固定資産税が高くなる仕組みとなっております。

御質問の空き家を除却された後の固定資産税の減免につきましては、全国的には多くはございませんが、老朽化した空き家を対象に取り組んでいる自治体もあり、県内では豊前市が老朽危険空き家と認定された家屋等を除却した場合に固定資産税の減免を行っております。

議員がおっしゃるとおり、固定資産税が増額されるとして空き家の除却をためらう方の中にはいらっしゃるかとは思いますが、固定資産税の住宅用地特例の存在が、空き家が長期間放置されている原因と指摘する意見もございます。そのようなことから、地方税法においては、従前より、住宅として認められない場合は、住宅用地特例の適用を除外すると規定しておりますし、令和3年6月改正の空家法基本指針及び特定空家等ガイドラインでは、さらに厳格化が示されたところでございます。

このような社会全体や時代の流れに加え、税の公平性の観点からも、現時点では、減免等の対応につきましては、慎重に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、先ほど未来まちづくり課長も答弁しましたが、空き家対策につきましては、全課を横断して取り組むべき問題でございます。

引き続き町の状況や時代にマッチした空き家の改修に向けての対策を課税客体の適正把握との努める立場から関係各課とともに研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、答弁ありましたが、令和3年に税制が変わって特定空き家と認定されたところに対しては、一般の住宅ではなく、減税を取りやめるという話が決まったそうなんです、これ問題点があって、特定空き家に指定しないといけない。吉富町が、じゃあ、特定空き家に指定しているところ分かるかとなるんで、これは正直言うと吉富町の場合は、まだまだ難しい、できる話ではないんで、私が言っているのは、今すぐできる話として、町の財源を持ち出さないでできる話としての提案です。これ、今すぐやってくれとか、どうにか考えてくれって話じゃないんで、先ほど言ったように、いろいろな形で、とにかくオプションをいっぱい持たなければ、ただ、空き家バンクに登録して、売りませんか、買いませんかだけでは、多分、前に進まなかったのが今までだと思うんです。せっかく、今、吉富町がこれだけ活性化して、今、新築住宅もどんどん増えています。でも、その一方で、空き家も増えているのも事実なんで、これは両方を捉えていかないと、1番いいのは、本当は空き家を崩して、そこに建ててもらうか、空き家を改装して入ってもらうのが本来1番いいんですけど、なかなか、そうもいっていないんで、これは町として、なるべく進めていかないと、置いたままにしている、1年後にも多分空き家は変わらないままです。自分で勝手に減ることないんで、何かしなければ、ずっと減らないまま、ずっと行くかと思えますので、もちろん空き家を売りたいけれど、道が狭いから、家をそこを買っても建てられないという話もあると思うんですが、入り口を崩すことによって、奥の方も崩しやすいく、建てやすくもなったりもするんです。これはちょっと少し町が別に率先しないでも、少し音頭を取るといふか、少しお尻をたたいてやれば、進み出せば、一気に進むんじゃないかなと僕は思うんです。先ほどは隣町が本当にそのとおりです。たった、少しの、隣の家が崩したっち聞いただけで、全然そこに住んでない人、遠くの人が、隣の家どうしたんですか、崩したちゅうたら、補助が出ますよ、今だと言って言われて、ああ、じゃあ、うちもしまししょうって、とんとんとんとんとんって、どんどん進んで、たった、一、二年の間にずらっとなくなった。その豊前のほうですね、空き家に崩すのが県の補助50万円とプラス自前で50万円なんで、これが予算が足りなくなって、倍額に途中で補正予算出していましたけど、うれしい悲鳴とか言っていましたけど、そういうふうにお金持ち出しの部分があるとすると、どうなのかなと私も思いますけど、そんなことも、こっちの持ち出しがない部分に関しては、また少し検討していただければと思いますので、今日はあくまでも提案だけですから、これで、どうのこうのと言うつもりはありませんので、よろしくをお願いします。

あまり時間もありませんで、次に行きたいと思えます。

図書館の設立についてです。

これ、図書館は、せっきく吉富町は、今の現町長になってから定住自立圏を結びましたので、コミュニティバスが通ります。コミュニティバスの入り口と、始点と着点の途中に2つの大きな図書館があるんで、これ吉富町にわざわざ必要かと僕は思ったこともあるんですが、現実、今、吉富に図書室があります。図書室の利用率も考えて、よその自治体を見ても、やはり、図書室や図書館単体だけであるところというのは利用率が低いんですね。中津の図書館とかは本当すごい、いつも車がいっぱいなほど止まっています。一方の先ほど言った豊前のほうは、図書館、反対なんですけど、本当人いないです。この利用率の差は何なのかなとやっぱり思うんです。豊前のはフレスコという商業施設の真ん中にあるんですが、商業施設に行く方って、客層が全く違うんですね、利用者が。中津のほうは、お城があったり、周りに小学校があって、送迎があったり、病院があったりで、こっちのほうは人が行きやすい環境なのかなと思うんです。そういうのを考えると、やはり、図書室や図書館単体だけでは利用率が低いのは、上毛町の人、お聞きしたんですけど、あっこも本当に奥まった、大平支所にあるんですけど、利用率が低いんですね。前のげんきの柱にあったとき、やっぱり利用率が低かったそうです。単体で今やるというのは難しいのかなと思いますので、吉富町はせっきく中心地、この役場の周りにいろんな施設がそろっています。子育て支援センターにしろ、放課後児童クラブにしたって、老人センターにしたって、体育館にしたって、フォーユー会館でしたっけ。そういうところをうまく活用して、例えば、子育て支援センターなんか、今、部屋を、ある程度集約すれば、部屋空きますから、あそこをリフォームするなりして、そのまま、あそこを図書館にして、なおかつ、例えば、表を駅前のチャレンジショップのように、ウッドデッキかなんかにして、少しテラスみたいにしてやって、そこで、のんびりと木陰で本を読みながらコーヒーを一杯飲むようにしてやると、また、ちょっと子供を迎えに行った親御さんが利用するとか、そういう形もできるんじゃないかなと思ったんで、ちょっと私の質問なんですよね。子育て支援センターなどの空き室を利用すると、もう一つは、今図書室だって飲食できませんから、少なくとも飲み物程度は飲みながら使えるような形にできないものか、これについてお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） お答えします。

本町の図書室は、開架スペースが手狭で、開架図書が少ないため、平成26年頃に図書館の新設について検討しましたが、財源や設置場所の問題で実現に至っておりません。

一方で、後期基本計画では、人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくりの課題として、図書館を含めた交流拠点や新しい交流の場づくりを検討する必要があると示されております。

確かに、近年開架した他の自治体の図書館は、公共施設の中でも幅広い年代層が利用する施設であるという図書館の特徴を生かし、居場所づくりや交流の場として図書館を位置づけ、児童館、

子育て支援センター、高齢者総合支援センターなどの施設と併せて整備されているようであり  
ます。図書館を核として、多くの機能を持つ複合型の施設について検討する必要があると考  
えてお  
ります。

例えば、子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケート調査では、放課後児童クラブのほか  
にも、子供の放課後の居場所を増やしてほしいとの要望が上位にあり、児童館などの整備が望ま  
れているようでありま  
す。また、高齢者福祉計画策定時の意識調査では、介護認定を受けてない  
高齢者の22.3%の方が、日中に近所の人たちとおしゃべりなどをして過ごせる、ふれあいの  
場づくりを望んでいて、ゆっくりとくつろげるカフェを想像しながら回答してくださった方がい  
るかもしれません。児童館やカフェが1つの施設にあれば、ママ友が好きなときにふらっと寄れ  
る交流の場となるのではないで  
しょうか。

このほかにも、町民が作った作品を展示することができるギャラリー、町の歴史を知ることが  
できる歴史資料展示コーナーなどの整備についても考えられます。

このように、町の計画では、図書館を核とした、気軽にですね、気軽に立ち寄ることができる  
交流の場所づくりが望まれており、常々町長からも町民の皆様の思いに応えられるような図書館  
整備について検討するように指示をいただいております。財源や設置場所の問題を解決すること  
で、1日でも早く図書館整備案が示せるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今言われたように、子供たちと交流しながらできるような場所が、  
以前、私たち議会で、前期のときに、確か町長も議員時代だったと思うんですが、北海道ニセコ  
町というところに行きました。そこ町の役場の前に図書館があり、そこはキッズクラブと兼備で  
した。そこに子供たちを遊ばせながら親御さんはそこで本。これ民間委託をされているみたい  
なんですが、そういう形のところもありました。それとか、本当、大変利用者が多いということ  
だったので、そういったものも備えた上で、同じ造るのであれば、箱物と言われるものではなくて、  
町民が喜ぶようなもの、さらに、子育てしやすい町というの、吉富町うたっているわけですから、  
そういうところを利用してもらったらどうかなという、私の質問でした。

これについて、町長から何か思いか何かあれば。

造れという話じゃなくて、図書館についての思いか何かあったら、それを最後の質問にしたい  
と思います。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 北海道の件がございましたが、10数年前になりますか、図書館建設に  
向けて議員各位と訪問をいろんなところに行った記憶はしっかりと残っております。当時から

常々胸の中では、そういう思いを膨らませてまいりました。さっきおっしゃったように、キッズクラブとか、子育ての場、学びの場、町民の交流の場、こういう施設は、うちの町には必要ではないのかなというふうに強く感じております。先日、上京の折に、地元代議士はじめ各国議員の方々とお話の中で、吉富町そういうことないよねということで、ぜひ、やりましょうよという力強い応援もいただいたところです。水面、水面下という言い方おかしい、少し研究もしながら、そういう、おじいちゃん、おばあちゃんが、日中お孫さんを連れて、そういうところに集まって、いろんな話をしたり、図書館で読み聞かせをしたり、囲碁をしたり、将棋をしたり、いろんな複合施設を考えてもいい時期に来たんじゃないのかなとは強く思っています。

まだまだ財源が伴うことのでございますので、財源を地方創生臨時交付金、これは、今度、岸田総理に変わりました、デジタル田園都市構想交付金ということに変わりつつございます。これにも照らし合せて、前向きに考えていければいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 締めたいと思います。

図書館についても、せっかく吉富町が明るい雰囲気な元になってきて、ちょうど、今、この近辺に、バスも、コミュニティバスもあれば、100円バスも、町内巡回バスも路線もよくなって、大変利用しやすくなっていますから、ここに集約するように、駅で集約は難しいですけど、ここに集約はかなりやりやすいのかなと、そのときは、チャレンジショップも、ここにちょっと空き店舗、そのとき、人が多いとき、ここで臨時で売ってもいいですみたいにしてやれば、コーヒーなんかも売って少しはお金になるのかなと思います。

今回の質問は、私は空き家の問題をとにかくしたかったわけです。先日、予算委員会のときにもお聞きしたんですが、今、田畑を潰して、特に空き地を潰し、潰してというか、空き家を、新築がどんどん増えています。おかげで吉富町は住居が増えているんですが、その分だけ、やはり、水の逃げ道がどんどんどんどん減っているんで、雨のときに、大雨のときに、この後、今後こう続いていくと、今よく世の中で言われている、温暖化と言われる原因かどうかは別ですけど、線状降水帯とか言いますね。あれ大雨が降ったときに、本当に吉富町の中で水が逃げ切れるのかなと思いますので、まずは空き家を先に使ってもらえるような取組をして、新築で建てるよりも、空き家を、ここを使ったほうが安くできますよと思ったら、そっちに行ってもらえると思うんで、そういった気持ちで、今回質問しておりますので、ぜひ、皆さんで、これは前向きに検討していただければなと思って、今回質問しましたので、マスクがないんで、要らんことしゃべり過ぎました。よろしくお願いします。

ということで、私の一般質問を終わります。

.....  
○議長（是石 利彦君） 暫時休憩いたします。再開は35分といたします。

午前11時27分休憩

.....  
午前11時35分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

今回は5点のことについてお尋ねしたいと思います。

まず、1点目は、医療用ウィッグ等、それから、補正具等を購入したときの助成についてお尋ねいたします。

先ほど、同僚議員の討論、議論の中で、いろんなことが分かりました。最終的な答弁では、要望があれば、ぜひ、前向きに検討したいということだったと思うんですけど、実は要望はありますというか、正確に言えばありました。今回、これ取り上げたのは、県のほうでこういう事業を始めて、市町村に制度化を、導入を勧めているということも新聞報道で見てあったんですけども、この方は、4月の末だったと思うんですけど、呼び止められまして、ウィッグというの、つけてあるから全然分からなかったんですけど、「岸本さん、これ」、中津で購入されたみたいなんですけど、「自治体に言ったら2万円補助があるんよ」って、「でも自分は受けられなかった。ぜひ、この問題取り上げてほしい」って言われたんです。この方はもう既に購入されています。この問題というのは、要望としてなかなか声を上げにくいデリケートな問題でもあると思います。一つはですね。そして、これはどんなに少なくとも、やっぱり、1人の人が社会生活に積極的に参加でき、療養生活を送れるのであれば、そこは考慮していただきたいなと思います。

先ほど要望があればということだったんで、ありますので、どうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） お答えいたします。

先ほど御要望があればということで、今、議員のほうに届いたお声のほうを聞かさせていただきました。

また、現場のほうからも、そういった状況等、確認できるものがあれば、確認させていただいて、先ほども申しましたとおり、その推進を図るべく、本助成事業のほうを実施のほう検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） あと、この問題について、あと2点ほど検討していただきたいというようなことがあるので、述べたいと思います。

1つは、所得制限の問題です。先ほど同僚議員も言っておられましたけれども、所得制限を設けているところと設けてないところがあります。これは先ほどの自転車通学の一件で、隣は自転車通学が認められ、こっちは駄目というのがあると同様に、所得制限があると、ほんの少しの差で、自分は受けられるんだけど、あの人は受けられない。また、所得も家庭によっていろんな事情があります。一定あっても出ていくものたくさんあるという家庭もあるし、様々な事情があると思います。これは本当に医療、その人の健康にも関わる、心と体の健康にも関わることなので、この所得制限というのは、設けていただかない方向で検討していただきたいということと、あともう一つは申請時期の問題です。これは北九州市と福岡市では違います。申請時期がです。これもちょっと経験したことなんですけど、非課税世帯の御家庭の方がエアコンを購入、全くないところで購入したり、買い換えたりするときに補助がつけられているんですけども、これを知らなかった、買ってしまったという場合に、役場にどうですかって言ったら、これは事前の申請が必要ですということで、もう、それは、その方は、「もういいです。諦めました」って言ってあったんですけど、そんなこともあります。やっぱり、申請時期というのは、できるだけ長く設けていただきたい。

それと、北九州の市の場合、ただし書きがありまして、「こういう時期を設けているけれども、何らかの事情で」医療に関わる問題ですね、入院とかもありますので、「何らかの事情で、それができなかった場合は、ぜひ、御相談ください」というのが設けてありますので、そういったことなど考慮して、検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） お答えいたします。

まず、補助金額とか、そういった補助の金額に対する内容ですね、所得制限だったり、そういったところがございますが、そののところにしましては、各、今現在、10市町、やっているところで、町のほうで、市町のほうで、拡充した内容でやっているということも、把握はしております。とはいえ、財政的な問題、あと県の事業でありますので、県の御教示にもよりながら、そういったところを判断して、所得制限があるというところは、何らかの根拠もありながらの制限なのかなと考えられますので、本町の財政的な問題、そういう根拠の問題であるところを精査させていただいて、もし、この事業を実施するということになれば、そののところは、また、そういうことでやっていただきたいと思います。

そして、次の申請期間につきましてですが、これにつきましては、もし、仮に、年度の途中でやるということになりますと、受ける方の不利にならないように、北九州市のほうでそういうや

り方でできているということであれば、そういったところも県のほうに相談をしながら、その事業で、あくまで、この事業というのは住民の方にやる事業になりますので、住民の方が不利を被らないような形でしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、よろしく願いいたします。

2点目です。

住宅の省エネ化改修に対する補助についてお尋ねいたします。

脱炭素社会実現のための取組は、今、最重要課題の一つだと考えます。

こうした中で、福岡県は個人住宅の省エネ改修に対して、新たな補助事業を創設したと聞いております。しかし、これは窓口が市町村となっており、活用するには、町が制度化する必要があります。

この事業の内容と制度化することでの町の方針についてお聞かせください。

○議長（是石 利彦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） お答えいたします。

個人住宅の省エネ改修に関する町の補助制度の創設についての御質問でございますが、まず、省エネ改修に関する県の補助事業につきましては、福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金の中で、これまでは耐震改修のみの補助対象だったところが、新たに省エネ改修分も補助対象に含まれる改正が令和4年4月1日施行により行われております。これは脱炭素社会の実現のため、耐震改修と併せた省エネ改修を支援することで、既存住宅の省エネ化を促進させることを目的として行われたものでございます。

具体的な事業概要につきましては、県より市町村への周知が十分にできていなかったということもございまして、先日5月25日に福岡県建築都市部住宅計画課より2名が本町に来庁いたしまして、事業概要の説明を受け、町の要綱の改正について打診を受けたところでございます。

町といたしましては、吉富町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱を平成26年に制定しまして、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして、耐震工事に要する費用の一部を補助していますが、省エネ化や脱炭素化に向けた取組の推進も行っておりますので、今回、県が改正しました要綱を参考にしまして、補助事業を活用できるように、町の要綱の改正についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 県のやり方に合わせてやっていくという答弁だと思います。

次に、今のは、耐震化がない住宅に対して、耐震化プラス省エネ化だったと思うんですけど、そうではなくて、もう耐震性のある個人住宅の省エネ改修について、県が直接補助をするという事業が今検討されているというふうに聞いております。県のほうですね。2050年のカーボンニュートラルに向け、再生エネルギーの利用だけでは、これは無理で、省エネを併せて実践することが必要であるというふうに、様々な研究者も論文などではなっていたと思います。こうしたことから、先ほどもそうなんですけど、住宅等の省エネ改修はとても意義のあるものではないかと思えます。その意義のある省エネ改修に対する補助、これも意義のあるものです。本町としても、県もそういったことを考えているとすれば、本町としても、県が直接補助するであろう、まだ、ちょっと決まってははいないみたいなんですけど、検討しておられる事業のように、町としても独自のこうした補助制度を創設していくと、とてもいいんじゃないかと思うんです。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） お答えいたします。

先ほど言われました、議員言われました補助事業につきましては、福岡県住宅断熱改修補助金についての補助事業になると思えます。これは耐震性のある、もう既に耐震性のある既存住宅の断熱精度を向上するための改修に要する費用の一部を県が直接補助するというような内容で、新たな補助事業を県のほうで検討しているという情報までは来ておりますが、まだ正式に事業名も決定していないということで、詳細な内容まではオープンにされていない補助事業というふうに伺っております。

そして、県補助事業の直接補助の事業に対し、これを町が上乘せ補助ということでございますが、県の直接補助と町が行う補助事業、それぞれ独自の目的を持って行っておりますし、県それから町がそれぞれの役割の中で様々な施策を行っております。また、現状は、県が先般行いました耐震改修に合わせた省エネ改修の改正に合わせて、町の要綱改正についての打診を受けておりますので、まずはそちらを優先して検討していきたいと考えております。また、町が上乘せ補助となりますと財政的な面での負担もございますので、その辺も考慮しながら慎重に考えなければならないと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） かつて太陽光に対して、補助があつて、吉富町も積極的に補助が出ております。今は、エコ何とかプロジェクトの中に入って補助があるんですけども、ああいふ形で、省エネに対しても、住宅の省エネ改修に対しても、県が検討してする、町も町としてするというこも、とても意義のあることじゃないかなと思っております。もちろん財政的なこと

もありますので、即答は求めませんが、ぜひ、この点は考えてもらいたいと思います。

あと、ちょっと、これ、よく分からない、次の質問でも大丈夫だと思うんですけど、こういう県とかが直接補助するような事業に対しても、住民の皆さんに周知というのは、今までどういふふうになさっていたのか。そして、そこら辺を充実させるとすれば、どういうことを考えておられるのか、分かりましたらお願いします。

○議長（是石 利彦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） 県が行っている事業の周知ということで御質問ですが、現状は、パンフレットそれからチラシなどがこういった事業をやっていますよということで送付されてきましたら、役場等の掲示スペースに置くなどして、周知を図っております。また、事業の活用を検討されている方から問い合わせがあった場合等は、相談支援にも応じているといったところがございます。

今後の周知徹底についてということですが、これまでの周知方法は当然継続していくことですが、それとは別に、町報やホームページ、そのほかにも住民課が行っています「エコまち」プロジェクト、そういった中の省エネ事業のPRの中で、併せて県が行っている事業の中で周知できる内容がございましたら、そういったものを活用して、情報提供も検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 脱炭素社会実現に向けての課題というのは、とても大事なもので、今後ともいろいろ議論していきたいなと思っております。

では、3番目です。3番目は、こどもみらい住宅支援事業、これは国土交通省が行っているものです。ホームページ見てみますと、目的は、子育て支援と2050年カーボンニュートラルの実現とされています。

大まかに言うと若い世帯の省エネ性能を有する住宅の新築や購入に対しての補助。それから若い世帯に限らない世帯の一定の条件の住宅リフォームへの補助等大きく2本立てとなっています。住民にとっても、とても活用しやすいものじゃないかなと思います。これは個人住宅が対象ですので、しかも、リフォームのこともありますので、地域の業者の皆さんの仕事の拡大、それから雇用の拡大にもつながるんじゃないかと思っています。もちろん脱炭素の取組も進みます。この事業の意義については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず、意義につきましては、国が、先ほど議員がおっしゃった目的に沿って推進している事業でございますので、大変意義のあるものだと思っております。

す。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これ知らない方が多くて、私も全然知らなかったんです。よく細やかに、例えば、令和4年度予算の編成とかいうの、ちょっとした文章があって、細やかにずっと見ていくと、これ載っているんですね。全然、さっと見たな感じではもう気づかなくて、これを知った理由というのは、これを利用された方が吉富町にいらっしゃって、こんなのがあるんよと。この方も住宅を改修するに当たって、前は、介護保険か何かの何かを使って少し補助を頂いた。今回は何の補助もない。何かないかというところで、知り合いのちょっと政治に精通している方に頼んで調べてもらったら、こういうのがあったと。こんなのがあるのよと教えてもらったんですね。私もホームページで見たりしたら、本当にこれいい事業だなと、皆さんも利用できるんじゃないかなと思ってですね。今、町としても特に意義のあるものというふうに認識を示されたと思います。

これは、問い合わせ先が書いてあったので、「これって、どうやって知らせてあるんですか」ったら、「ホームページに書いています」と言うんです。だから、ホームページというのは、確かに今皆さん見られるけど、年配の方とかいうのはあんまり見られないと思うんです。それで、何とか、これ皆さんに知らせてもらいたいなと思っています。

今、先ほどの質問、質疑の中の、県の事業に対してと同じような答弁があるかと思うんですけど、この事業の特質が、申請者が業者なんですよ。業者も既に登録しとく必要があると。業者も知らない人、多いと思うんです。業者への周知も含めて、町としてやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、議員御質問のこどもみらい住宅支援事業につきましては、おおむね議員のほうから説明がありましたとおり、この事業は建築業者、宅建業者が申請者となる補助事業でありまして、一般消費者の方は、町などの窓口を通さず、これらの事業者から補助金の還元を受ける制度となっております。全ての事業者がこれに対応できるというわけじゃございませんで、制度の内容を熟知した業者が国へ事業者登録を行い、一定の省エネ性能を有する注文住宅の新築や新築分譲住宅の購入、または、リフォームを行う際に施主に対して提案をし、補助金の申請を検討するといったケース・バイ・ケースの補助金でございます。

今、同じようなもので、テレビ等でもCMをやっていますように、エコカー減税とか、いろいろなもの制度がございまして、これについては、正直、議員おっしゃったとおり、もう少し国で、こういった制度をPRしてはどうなのかなというふうに私どもも思ったところでございます。今

までは、特段、町で、これを国のほうから何らかの広報やホームページ等で周知をしてくださいというような流れは、私の知る範囲では町のほうには届いておりませんでした。今回、これを私も知りまして、よくよく調べてみたところ、この補助金を申請するに当たっては、補助を申請する期間というのは、今年の年度末を超えるところまで延びたんですが、申請をする要件は、本年の6月末までに、既に業者さんと請負契約を交わしている方というもう限定がついておりましたので、今回これを検討するに当たっては、まず一つは、町がこれを今から皆様に周知をしても間に合わないというところが、1点まず冒頭でございます。ただ、そういった取組については、町も当然いい取組であれば、ぜひPRを皆さん住民の方にお知らせをしたいと思っております。ただ、国もいろいろな制度がございますので、全てを網羅してやるのが、都度ですね、なかなかPRすることはできませんので、いい情報が入ったときには、極力皆様に、広報が1番の媒体でございますので、そういった形で周知をしていきたいと思っております。

本町も、子育て支援及び2050年のカーボンニュートラルの実現に向けての補助メニューいろいろ行っておりますので、それと一緒に積極的なPRをケースケースによってやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その締め切りについては、私、知らなかったです。経験上で構わないんですけど、延長される可能性というのは、ある場合もありますか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 申請期限は延長されたんです。延長されたんですが、契約をした期日というのは、今回連動では動いていませんので、一旦は、国は、契約した方が申請が遅れても受け付けるよというところまでは間口を広げたんですが、根本の契約日は動かせていませんので、これから先については、ちょっと、まだ、予測は何とも言えないところだと思っています。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今後また何らかの変化があって、いい方向ができれば、よろしくお願いたします。

4番目、小学校給食費の無償化についてお尋ねいたします。

この問題を取り上げ、執行部と議論を重ねて7年目に入っています。

給食は教育の一環であること、憲法で義務教育は無償であるとうたっていること、学校給食法は、食材費については保護者負担としていますが、これは無償化することを妨げないとの国会答弁がなされていることなど認識は共有できていると考えます。

前町長時代には、財源を示しても、ほかにすることがあるという立場で、助成は実現できませんでした。現町長時代に入って、ワンステップ、ツーステップで、今、2分の1補助が実現しております。そして、今議会には、コロナの関係の交付金を使って、1年限りですけれども、全額補助が提案されているところです。

補助の割合が少し増えてきており、財源がこういうふうにできたときには、即無償化が提案されたところから見ると、今、提案の前の、現実的には2分の1のところなんですけれども、2分の1でとどまっているものの原因は、財源が問題なのかというふうに考えるんですけれども、そうなのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 本町では、花畑町政になって令和元年10月から子育て世代の方々に対して経済的負担を軽減、少しでも安心して子育てができるよう、給食費3分の1の助成を支援してきたところです。また、その後、新型コロナウイルス感染症の発生から、コロナに負けずに元気に頑張る子育て奮闘中の御家庭に明るい話題と笑顔をお届けしたく、令和3年度からは、おっしゃられますように、半額助成に拡充をしてみました。財政上とのバランスで考えますと、無償化までは、まだまだ遠い道のりであると考えます。また、その先には、教育の根本や心の問題を併せて考えることも必要になろうかと思っております。

教育に関わり、親としてもそれなりに努めてきた私の考えといたしましては、この件は、子育てにおける「衣・食・住」という基本のことでありまして、本来親として、保護者としての責務であると考えます。自分たちのために必死になって働く親の生きざまを見て子供は育つものです。こと、命の源である食の部分において、助成の度合いによっては、親の子への養育・教育の本能部分が弱まり、親子の人間関係、愛情の深さにまで影響しかねない養育・教育の根本の問題であるとも考えます。同時に心への影響も考えられます。情愛、親への感謝、思いやり、働く意欲等の心が弱くなり、自立より依存の考え方を持つ大人へと成長しかねないことを心配いたします。

これら教育の根本や心の問題のことを考えますと、これまでの助成の在り方は思いやり支援としては望ましいと考えています。

そうは申しましたものの、現実問題として今日の急激な物価の上昇、原材料の高騰等による日々の生活の不安や困窮、まだまだ収束の見えない新型コロナウイルス等による不安と大変厳しい情勢の中、経済的な理由による子供の学びの場の格差や食生活の格差になりかねません。また、これ以上差を生じさせてもいけません。そういう意味で、臨時的な支援策としては、今回の措置は子育て世代の心に寄り添う特別な支援であると考えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 子育てって、食についてですね、子育てですね、食について、親に責任がある。もちろん親の責任、親に責任があることも正しいと思いますし、子供に依存するのではなく、自立した人間に成長してもらいたいということも、そうだろうなというふうに思います。

今の教育長の答弁ですと、私が今回聞きたかったのは、無償化を目指しているんだけど、財源がないから、財源との関係で2分の1にとどまっている。今回財源ができたので、全額無償、時間を区切ってですね、というふうにやっているところを見れば、つまり、その大意というのは、子供の給食費の無償化にだけ充てるんじゃなくて、ほかのこともいろいろ使えるわけです。でも、率先して、無償のほうにされたというのは、やはり、そこが重要な課題だっていうふうに私は考えられていて、だから、そういう提案がなされたように、そこから考えると、今、給食費の補助が2分の1にとどまっているのは財源の問題かなと思ってお聞きしたんですけど、今の教育長の答弁だと、今回、時間を区切って無償化したのは、物価高、コロナ禍の中、そういうことというふうに受け止めました。となると、全額無償については、どのようにお考えなんですか。そこまでは必要がないという感じでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 先ほど後半で述べましたように、私は、子供たちの学びの場の格差、それから食生活の格差ということを心配して、今回のコロナに関する地方創生の臨時交付金、臨時的な臨時交付金ということで、臨時的な支援策としては、特別な支援であろうというふうに考えます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと、かみ合っていないんですけど、今回は今回として、いい施策だったと思うんですよ。だと思っんです。私も歓迎しています。じゃなくて、私が聞きたいのは、根本的なところで、本当にこれ7年間ずっと議論してきているんですけど、財源がないから、財源さえあれば、無償にしたいんですよ。でも、今、財源がほかの施策とのバランスもありますし、だから、これは2分の1にとどまっているというふうに私は受け止めたんです。今回の連絡のとき。基本的にもう2分の1のままでいって執行部思ってらっしゃるのか、それとも、財源があれば、無償にしたいんですよって思ってらっしゃるのか、その辺が聞きたかったんです。親が責任持つのは全体に責任持つんですよ。衣・食・住に関して、例えば、食べ物に関しては親が責任を持つんだというのを、そういう議論もあるかと思うんですけど、給食だけが全てじゃなくて、朝御飯もあれば、昼御飯もあります。その問題ともう一つの問題としては、教育の一環ということですね、給食が。教育の一環であり、教育は義務教育については無償であるという憲法の大原則があっって、そここのところで、私はずっと無償だというふうに、無償にしてほ

しいということを言っているんですけども、ちょっと議論がちょっとかみ合わなかったんですけど、もう1回言います。

財源がないから、今、2分の1にとどまっているのは、財源がないからなんでしょうか。財源さえあれば、全てを無償にしますよということなんでしょうか。そこだけ。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） そうヒートアップされてもいかなもんかと思うんですけども、今まで7年前からおっしゃってきたことだと思っております。私もそれ実際聞いておりますのでね。それで、少しずつではありますけども、段階をして、階段を上ってきました。もう少し、今ここでそういうふうに突き詰めるんじゃないで、もう少し、やっぱり、私たちの財源を、当たり前の話ですよ、やっぱり、今だけを見るわけじゃない。継続的なことで考えていかなくちゃいけません。これがひよっとしたら、半分そして今度は4分の3、いろいろな段階があると思うんですよ。ひよっとしたら、また、元に戻る可能性だってあるんです。いろんなことを踏まえて皆さんと議論をさせていただきたいなというふうに思っていますので、こういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（是石 利彦君） 3回目です。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の問題をまとめますと、私も、今すぐ無償にしてくれとか言っているわけじゃないんです。町の考え方がちょっと今回は聞きたくて質問いたしました。ちょっと私のほうも執行部の考え方がまだすとんと落ちてないので、また、することになるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひします。

最後の問題です。

し尿処理施設の更新計画についてです。

これも、この議論が始まって数年となります。今、どうなっているのというふうに聞かれるんですけども、どういうふうに、どこまで、どういうふうに言ったらいいのかというのは、ちょっと困ったりすることもあるので、現時点での到達、そして、今後の予定について、町として発表してもらえんことの報告をお願ひいたします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

吉富町外1町環境衛生事務組合のし尿処理場の更新計画について、これまで時間をかけ重ねてまいりました上毛町、豊前市との協議が、3市町の状況が異なることから、なかなか合意に至りませんでした。組合長である花畑町長が何度も粘り強い交渉を行った結果、協議が大きく進みまして、今年3月末に3市町での共同処理を行うことが決定いたしております。

その後の進捗状況といたしましては、これまでの協議で合意をした内容について、3市町で確

認書を取り交わしております。その内容は、希釈水に使用する水道の超過料金の単価を税抜き130円とすること、そして共同処理開始後の維持管理費等の負担割合を吉富町や上毛町にとって負担軽減となるように、平等割や人口割ではなく、し尿の搬入割一本とすることなど、花畑町長が住民目線での粘り強い交渉の結果が盛り込まれているものでございます。

また、事業主体は3市町で構成しております豊前市外2町清掃施設組合とすること。そして、共同処理の開始の時期は、令和5年4月1日とすることなどについても確認をいたしております。

最後に、今後は、実施主体の変更のために吉富町外1町環境衛生事務組合と豊前市外2町清掃施設組合の規約の改正の議案が各市町の議会に提出されることとなりますが、いずれも9月の定例議会での上程を目指して、現在、県の行財政支援課との協議が行われています。

並行しまして、3市町におきまして、細部にわたっての交渉がまた進んでまいります、新たな共同処理の円滑な開始に向けまして、着実に準備を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、全てが完了してから、住民の皆さんへのお知らせというふうになりますか、広報。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

やはり、規約の改正が整うというところが大きな場面かなと思っておりますので、県が9月議会が終わりまして、整いましたら、広報及びお知らせ等ができるものと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 長年にわたった議論が一つの方向が確立して、そのことに向かって、歩みを続けているということ、私も組合議員の一人として、うれしく思っています。よかったなと思います。今後いろいろあると思いますけれども、円滑な新しい計画が実践されていくことを願っております。

これで今回の一般質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） これにて一般質問を終わります。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時15分散会

---